

保護者 様

沼津市立沼津高等学校・中等部校長

台風等による特別警報・警報・注意報発令時の対応について（お知らせ）

新緑の候、皆様方にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

南海トラフ地震の発生が危惧されるなか、本校でも災害時の対応について検討を重ねているところです。特別警報を含めた「台風等による特別警報・警報・注意報発令時における対応」を下記のとおりまとめましたので、御確認をお願い申し上げます。

## 記

## 1 気象災害（注意報・警報が居住地または学校所在地に発令された場合）

| 情報  |    | 授業   | 在宅時   | 在校時   |
|-----|----|------|---|---|
| 注意報 | 強風 | 平常授業 | ① 安全に登校できることを確認した上で登校する。<br>② 安全に登校することが確認できない場合は、学校に連絡の上自宅で待機し、状況を見て登校する。  | ① 気象情報や地域の実情により、下校させることもある。   |
|     | 大雨 |      |   |   |
|     | 洪水 |      |   |   |
| 警報  | 暴風 | 自宅待機 | ① 午前6時の時点で沼津市または居住地市町に警報が発令されている場合は、自宅で待機する。なお、午前6時の時点では警報は発令されていなくても、台風の接近等により天候の悪化が予測され、登校が危険であると判断される場合も、自宅待機する。   | 状況により授業を打ち切り、安全確認ができる生徒においては帰宅させる。この場合は、学校ホームページ及び緊急メールシステムで連絡する。交通機関が確保できないなど、安全確認ができない場合は、学校待機とし、保護者に電話連絡をする。 |
|     |    | 授業   | ② 午前11時までに警報が解除された場合は、安全に十分注意して登校する。午前11時の時点で警報が解除されていなくても、天候が回復し警報解除が予想される場合は、安全に注意して登校する。（登校の指示は学校ホームページ及び緊急メールシステムで行う。）<br>ただし、生徒の居住地区や通学経路で警報が継続している場合もあるので、今後の気象情報や地域の実状等を基に家庭で相談し、安全に登下校することが心配される場合は、学校に連絡し、自宅で待機する。 |   |
|     |    | 休校   | ③ 午前11時時点で沼津市の警報が継続しており、今後も継続することが予想される場合は、1日休校とする。（休校の指示は学校ホームページ及び緊急メールシステムで行う。）  |   |
|     | 大雨 | 平常授業 | 注意報発令時の対応に準じる。  |   |
| 洪水  |    |      |   |   |

\* 特別警戒警報が発令された場合は、暴風警報発令時の対応に準ずる。

## 2 地震災害（情報が居住地または学校所在地に発令された場合）

| 情報                      | 授業            | 在宅時   | 在校時   |
|-------------------------|---------------|---|---|
| 南海トラフ地震に関連する情報          | 自宅待機（または平常授業） | ① 情報を確認し、慎重に対応する。   | ① 情報を確認し、慎重に対応する。   |
| 南海トラフ地震発生可能性が相対的に高まった場合 | 休校            | ① 休校とする。<br>② 授業再開に関する情報は本校ホームページに掲載するとともに緊急メールシステム等を利用し連絡する。 | ① 情報を確認の上、下校とする。<br>② 安全に下校することが困難と判断される生徒については、保護者と連絡をとり、学校待機とする場合もある。 |

## 3 津波災害（注意報・警報が居住地に発令された場合）

| 情報      | 授業         | 在宅時  | 在校時  |
|---------|------------|--|--|
| 津波注意報   | 平常授業       | ① 注意報や地域の実情を保護者と相談し、安全に登校にできることを確認した上で登校する。<br>② 安全に登校することが困難と判断される場合は、学校に連絡し自宅で待機し、状況を見て登校する。 | ① 通常どおり授業を行う。部活動は中止する。<br>② 注意報や地域の実情に応じて下校とすることもある。 |
| (大)津波警報 | 自宅待機（避難行動） | 午前6時時点（午前6時以前に自宅を発出する場合、その時刻）で発令されている場合は自宅待機（避難行動）とする。   | ① 原則として、警報が解除されるまで学校待機とする。                           |
|         | 授業         | 午前11時以前に警報が解除された場合は、津波注意報発令時の対応に準じる。ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機（避難行動）とする。           | ② 保護者と連絡をとり、下校することが可能と判断される生徒については下校とする。             |
|         | 休校         | 午前11時時点で発令されている場合は引き続き自宅待機（避難行動）とする。   |  |